

税制上の優遇措置について

公益財団法人国連大学協力会への寄付金は、特定公益増進法人への寄付金として、所得税・相続税・法人税の税制上の優遇措置があります。

また一部の自治体では、個人住民税の寄付金控除の対象となります。

詳しくは、お近くの税務署や税務相談室に直接お尋ね下さい。

個人の税制について

所得税

本法人へのご寄付は、寄付金控除として「所得控除」か「税額控除」のどちらかを選択いただけます。

個人の皆さまからの寄付金は「税額控除」または「所得控除」いずれか有利な方式を選択し、寄付金控除を受けることができます。年間寄付金額や所得税率によって異なりますが、一般的には「税額控除」を選択するほうが、所得税額が少なくなります。

いずれの控除の場合も、確定申告の手続きが必要です。本法人が発行する領収書を添付して税務署に申告してください。また、税額控除を選択される場合は、「税額控除に係る証明書」もあわせて添付してください。

勤務先などで実施される年末調整では寄付金控除を受けることはできませんのでご注意ください。

「税額控除に係る証明書」は、領収書に同封させていただいておりますが、見当たらない場合は、下記よりダウンロードして利用下さい

[「税額控除に係る証明書」](#)（有効期間 令和3年7月16日から令和8年7月15日まで）

[「公益財団法人に係る認定書」](#)

A.【寄付金控除(税額控除)額の計算】

$(\text{寄付金合計額※1} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = \text{税額控除額※2}$

確定申告時は、税額控除額が所得税額から差し引かれます。

※1 年間所得金額の 40%に相当する額が限度額となります。

※2 控除額は、所得税額の 25%が限度となります。

B.【寄付金控除(所得控除)額の計算】

$(\text{寄付金合計額※3} - 2,000 \text{ 円}) = \text{所得控除額}$

確定申告時は、所得控除額が所得金額から差し引かれ、所得税額が算出されます。※4

※3 年間所得金額の 40%に相当する額が限度額となります。

※4 所得税率は年間の所得金額によって異なります。

詳細は、[国税庁のホームページ](#)にてご確認ください。

個人住民税

都道府県・市区町村が各々の条例で指定した寄付金が、個人住民税の軽減措置（寄付金控除）の対象となります。

全国一律ではありませんので、詳しくは住所地の地方自治体税務担当課にお問い合わせください。所得税の確定申告の際に、個人住民税の寄付金控除も合わせて申告できます。

相続税

ご家族が相続された財産（現金）の中からご寄付下さった場合、ご寄付いただいた財産には相続税が課税されません。相続財産全体から、基礎控除とともに、寄付金額を差し引いた額が課税遺産総額になります。

相続税非課税の扱いを受けられる場合は、領収書とともに「公益財団法人に係る認定書」をご用意させて頂きます。

なお、相続税の申告期限は相続開始後 10 ヶ月以内です。

法人の税制について

特定公益増進法人に対する寄付金の特例

特定公益増進法人に対する寄付金は、その寄付金の合計額と寄付金の特別損金算入限度額のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

決算時に、確定申告書に添付して、寄付金の損金算入に関する明細書と領収書並びに本法人が特定公益増進法人であることの証明書を提出します。

[「公益財団法人に係る認定書」](#)

限度額は、その法人の資本や所得の金額によって異なります。詳しくはお近くの税務署、税務相談室や税理士にご確認ください。

特定公益増進法人に対する寄附金は、次のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

（１）特定公益増進法人に対する寄附金の合計額

（２）特別損金算入限度額

$$\left[\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \right] \times \frac{1}{2}$$

注：特定公益増進法人に対する寄附金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めます。